

令和3年1月1日

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構

日 EU 経済連携協定及び日英包括的経済連携協定が定める調達に係る基準額に対応する邦貨換算額について

「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日 EU 経済連携協定）」附属書十第二編B節4及び「包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（日英包括的経済連携協定）」附属書十第二編B節4において定められた、当機構による運送における運転上の安全に関連する物品及びサービス（建設サービス及び建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスを除く。）の調達についての基準額に対応する邦貨換算額は、以下のとおりです。なお、この邦貨換算額は、令和3年1月1日から令和4年3月31日までの期間に締結される調達契約において適用されます。

基準額	邦貨換算額
40万特別引出権	6100万円